

# 会報

第 158 号

◇エッセー

国立大学協会の課題 京都大学長 井村 裕夫

■諸会議議事要録

第1常置委員会

第7常置委員会

教員養成特別委員会

■要望書

人事院勧告の取り扱いに関する要望書

平成10年度税制改正に関する要望（3件）

■資料

保健体育審議会「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための  
今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について  
（中間まとめ）」に関する意見について

学術審議会「学術研究における評価の在り方について」（中間  
まとめ）に対する意見

「養護教諭の養成カリキュラムについて」に対する意見

国立大学の独立行政法人化について

## 国立大学協会

平成9年11月

# 会報

平成9年11月 第158号

第47卷第4号通卷第158号

平成9年11月号

国立大学協会

●エッセー

国立大学協会の課題 京都大学長 井村 裕夫 .....5

【事業報告】

■諸会議議事要録 (平成 9 年 7 月～9 月)

第 1 常置委員会 (7.17) .....11

専門委員の委嘱について

大学の教員等の任期に関する法律の施行に関して

第 1 常置委員会と国立大学の在り方と使命に関する特別委員会の  
問題について

第 1 常置委員会の議事経過に関する記録について

第 7 常置委員会 (7.30) .....14

著作権問題について

事務職員の資質向上及び勤務形態について

保健体育審議会「中間まとめ」に関する意見について

情報公開法について

第 7 常置委員会 (9.29) .....17

情報公開法について

助手問題について

国際化時代の国立大学の事務職員のあり方について

学術審議会「学術研究における評価の在り方について」(中間ま  
とめ)に対する意見

科学研究費の審査と評価について

その他 (第 3 常置委員会 S C S 小委員会の審議状況, 国立大学附  
属図書館の整備充実に関する要望書の提出, 著作権問題)

教員養成特別委員会 (7.18) .....22

「国立大学附属学校の在り方・役割」についての座談会

教員養成特別委員会 (9.26) .....23

「教育職員養成審議会の答申」・「教員養成課程の入学定員の削減  
に関する今後の教育学部の在り方」等について

附属学校調査書のまとめについて

委員長の交代について

■諸 会 合 (平成 9 年 7 月～9 月末までの開催会議) .....29

## 【要 望 書】

人事院勧告の取り扱いに関する要望書 .....	30
国立大学と民間企業との共同試験研究促進税制について高速ネットワークを活用した情報通信技術等に関する共同研究を優遇措置の対象とすることに関する要望 .....	32
育英奨学を主たる目的とする民法法人・公益信託に対する寄附金について住民税の控除制度を創設することに関する要望 .....	33
留学生のホームステイ受入れ家庭の負担を軽減するため、これらの家庭の世帯主の所得税を軽減する措置を創設することに関する要望 .....	34

## 【資 料】

保健体育審議会「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について（中間まとめ）」に関する意見について .....	35
学術審議会「学術研究における評価の在り方について」（中間まとめ）に対する意見 .....	36
「養護教諭の養成カリキュラムについて」に対する意見 .....	38
国立大学の独立行政法人（エージェンシー）化について .....	40

## 【そ の 他】

学長等の異動 .....	41
--------------	----

編集後記

## 国立大学協会の課題

京都大学長 井村 裕夫

現在活発になされている行財政改革の論議の中で、国立大学の設置形態が問題となっている。それについて私が危惧を感じることは、それらが財政構造の視点からなされていることである。教育こそは国家百年の計であり、まず将来の教育のあり方を検討した上で、財政問題を考えるべきである。

高等教育の財政は、現在どの国でも問題になっている。それは進学率の増加、大学院の拡充、研究費の高騰などによるものである。英国では最近 The National Committee of Inquiry on Higher Education が、約1年にわたる検討結果を発表した。その中では将来の高等教育のあり方について検討した上で、財政についての提言を行っている。その内容の是非はとも角として、このような姿勢は見習うべきであろう。

わが国において高等教育のあり方を論議する場所としては、文部省の大学審議会がある。大学審議会は過去約10年にわたって大学に関わる諸問題を討議し、様々な報告の形で大学改革の指針を呈示してきた。しかし大学審議会は国公立大学のすべてを対象としているので、国立大学の財政、設置形態などが論議されたことはない。従ってこの点は、国立大学協会(国大協)自身に取り組まねばならない課題であろう。

国立大学の設置形態としては独立行政法人(エージェンシー)化の検討が、行政改革会議でなされている。現在までに公表されている独立行政法人の内容は大学に相応しいものではないが、最終的な案ではないので論評は控えたい。従ってここでは設置形態以外の国大協あるいは国立大学に関わる2、3の重要な問題に

---

ついて、若干の私見を述べたい。

### 1. 国立大学協会のあり方について

国立大学の長い歴史の中では、文部省との間である種の緊張関係を生じたことが何度かあった。一番最近のそれは、およそ30年前の大学紛争であろう。紛争終結後、学生運動が鎮静化するにつれ、緊張関係は次第に消失して行った。しかしそれと同時に国立大学は自立性を弱め、文部省に依存的になったように私には思える。大学審議会の設置が、この傾向に拍車をかけた。「大学設置基準の大綱化」に始まる一連の大学改革も、大学審議会主導の形で行われ、国大協は終始受け身であった。国大協自身が、大学改革に先導的役割を果たすことはできなかったのである。

その原因の一つとして、国大協の組織のあり方が問題となる。年2回の総会、3回の理事会、2～3回の常置委員会による協会の運営方法は、安定期には十分であろうが、変革期には対応が難しい。そこで平成8年からは常務理事会を復活させ、また適宜特別委員会を設置することとしたが、国大協から積極的な提言ができる体制にはなっていない。

現状ではそれも無理からぬことである。国大協の主要な構成員である学長は、それぞれの大学の運営及びその他の公職に極めて多忙である。また常置委員会の学長以外の委員もすべて国立大学の教員で本務がある。従って国大協が政策提言ができる能力を持とうとすれば、学長経験者か大学問題の専門家を専任の役員とし、これに有能な事務局を配することが必要ではないかと私は考えている。いずれにしろ国大協の組織のあり方については、再検討すべき時期に来ているであろう

う。

## 2. 大学のマネジメント（運営）について

国大協として検討すべき課題の一つは、大学運営のシステムである。ここでは私は、敢えて管理という言葉を選んでいる。この言葉には、どうしても上からの締めつけという語感があるからである。現在国立大学の学長は、大学運営にあたって、内外二重のくびきをはめられていると言ってよいであろう。

内なる制約、それは大学の運営システムの問題である。わが国の国立大学は分科大学を総合する形で始まった歴史もあって、学部自治の伝統が強い。昭和初年の思想弾圧に抵抗した単位も学部であったところから、学部自治は神話化された観すらある。私自身も学部自治の果たしてきた役割を高く評価するものであるし、今後とも教育・研究の自由を守るため、専門家による自治は必要と考えている。

しかし学部自治の現状を見ると、強力なリーダーシップを持った学部長がいるわけではなく、結局教授会自治の形となっている。このような責任の分散した体制は安定期には十分機能するであろうが、現在のような時期には変革を困難なものとしている。

しかも現在の学部の多くは、明治時代に作られた学部に基づいている。学問の発展と社会の変化によって、新しい学際領域が広がってきて、学部自治があると学部の再編、統合などの改革は困難なことが多い。学問の進歩も社会の変化も一層加速されるであろう21世紀には、国立大学はこのままでは対応できないのではないかと危惧される。

そこで私は一定枠の学部自治と、大学本部の運営能力の、均衡のとれた発展が

---

必要であると考えている。将来構想の企画と実現，学部を越えた教育・研究の推進ができる，マネジメントの能力を持った大学本部が必要である。それを実現するために何を為すべきか，考えねばならない。

第二に外からの制約として，文部省，大蔵省などの行政機関から受ける規制がある。もちろん国立大学はその必要経費の多くを国家予算に負っているため，制約があることは当然であろう。しかし現在の国の会計制度は，余りにも弾力性に乏しい。また大学の事務局のあり方にも問題がある。国立大学という国の機関が，21世紀の学問の進歩に迅速に対応するために，どこまでの自由裁量権を持ちうるのか，国立大学の枠の中でそれがどこまで可能か，国大協としても検討しなければならぬ。

### 3. 大学評価をめぐって

高等教育機関が著しく増加し，高等教育と研究への国家負担が相対的または絶対的に増加すると，投資の有効性の評価が当然問題となる。科学技術会議ですでに『国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針』が決定されているし，文部省学術審議会でも『学術研究における評価の在り方について(中間まとめ)』をまとめている。しかしこれらは主としてプロジェクト研究の評価法をめぐるものであって，研究者や研究機関の評価についてはまだ十分議論がなされていない。ましてや教育も重要な使命である大学の場合，評価は一層難しいものになる。

大学設置基準の大綱化によって自己点検・評価が要請されて以来，多くの大学で自己点検・評価がなされ，大部の報告書が出版されている。また外部からの議

---

者による他者評価も活発となっている。一方財団法人大学基準協会による評価も始まっている。このようにわが国でも大学評価が動き始めており、それらに対して私は一定の評価ができると考えているが、もちろん満足できるものではない。

最近『Nature』がアジア諸国における研究評価の問題を取り上げ、日本の研究評価の遅れを指摘している。外国からの批判を気にする必要はないが、たしかに日本では評価に対する抵抗が強いし、そうした抵抗感は私自身の心の中にもある。

しかし評価はいまや避けて通ることのできない課題となっている。とくに国費によって運営されている国立大学の場合、国家財政が厳しくなればなる程、投資が有効であったかどうかの評価が厳しく求められるであろう。

国立大学の評価にあたって難しい点は、どの機関が評価者になるのか、教育評価をどうするのか、の二点であろう。学問の自由という立場からすると、設置者である国よりも第三者機関による評価が望ましい。大学基準協会がその役割を果たすことができればよいが、現在の協会では十分な評価は難しいであろう。もちろん現在の国立大学協会自身にも、その能力はない。評価のためには一定数の人員と、評価の専門家を必要とするからである。

研究評価は、私は概ね可能と考えている。理系の分野では計量的評価である程度まで可能であるが、やはり代表的論文に目を通すことが必要である。『Nature』も指摘したように、今や量より質の時代になっているからである。人文社会系や自然科学でも特殊な領域では、一層評価に工夫がいると思う。

教育評価については、私もアイデアはない。学生の評価も参考になるが、やはり各大学に評価者をおき、一定のガイドラインに従って評価する方法を取るべ

---

きであろう。専門家による教育評価の方法の確立が望まれる。

大学評価にあたっていま一つ重要なことは、個々の教員の教育・研究能力のほかに、大学が全体として設置目的にそった運営がなされているか、大学改革の目標の適否とそれがどの程度達成されているかなど、組織体としての評価も必要である。このように大学評価は大変困難であるので、国大協としてもできるだけ早期に取り組むべき課題であると思う。

国大協に参加しておよそ6年、この間最後の9カ月は会長の責めを負うこととなった。顧みて何ほどのことができたか、忸怩たる気持ちにならざるを得ない。国立大学の設置形態が問題になっている現在、国大協のあり方もまた大きい曲がり角に来ている。しかしわが国の高等教育の中での国立大学の重みを考えると、国大協の果たすべき役割もまた大きいものがある。国大協が強力なものにならない限り、国立大学、ひいてはわが国の高等教育の発展はない。国大協が、常に自己のあり方を検討しながら、新しい展開をされんことを祈って止まない。

# 事業報告

## ／諸会議議事要録／

### 第1常置委員会

日時 平成9年7月17日(木) 13:30~16:00  
場所 国立大学協会会議室  
出席者 阿部委員長  
久保、貴志、内田、武村、慶伊、加茂、金森、立川、横山各委員  
伊藤専門委員  
(文部省) 早田高等教育局企画課長、清水企画課課長補佐

阿部委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、委員長から本日新たに委員として出席された久保良彦旭川医科大学長の紹介があった。

〔議事〕

#### 1. 専門委員の委嘱について

委員長から、長谷川専門委員(東京大学事務局局長)転出の後任として、中西釦治東京大学事務局局長及び委員長所属機関の伊藤博之東北大学事務局局長を専門委員に委嘱したい旨諮られ、異議なく承認された。

ついで、伊藤専門委員の紹介があった。(中西専門委員は本日欠席)

#### 2. 大学の教員等の任期に関する法律の施行に関して

委員長から、次のような説明が行われた。

去る6月の総会において、井村会長より文部省は「大学の教員等の任期に関する法律」の施行に関する省令の制定作業に入るが、省令は早ければ8月上旬にも出されるということであるので、その作業段階で国大協として要望すべき

ことがあるかなどについて、第1常置委員会で検討願いたい旨の依頼があった。そこで本日審議いただく前に、この法文の解釈等について文部省担当官にご出席願ひ種々ご説明いただくこととした。

ついで、文部省の早田企画課長から、配付資料に基づき、(1)任期制に関する法律の概要について(資料「大学の教員等の任期に関する法律について(概要)」)、(2)任期に関する法律の条文の解釈について(資料「大学の教員等の任期に関する法律」「大学の教員等の任期に関する法律の概要について」)、(3)国会審議における質問事項について(資料「国会審議における政府答弁(会議録抜粋)」)、次のような説明が行われた。

##### (1) 任期制に関する法律の概要

この法律は、昨年8月に大学審議会から「大学教員等の任期制について」答申が出され、人事院、総務庁、労働省等関係省庁と協議を行い、具体的な法律案を作成して、本年4月8日に閣議決定ののち国会に提出された。その後、5月22日衆議院の可決、6月6日参議院の可決成立を経て、6月13日に公布となった。

この法律の目的は、大学教員の流動性を高め、大学の教育研究の活性化を図ることであり、勿論事実上の任期制を導入されている大学もあるが、これは法律的に裏付けのある任期制を導入できるよう制度化したものである。

内容として、大学は従来からの定年までの継続的任用・雇用の方法によるほか、次の三つの類型に該当する場合に限って任期付きの任用ができるとされている。

①多様な人材の確保が必要な教育研究組織の教員とする場合〈流動型〉

②主として研究を行う助手の職に付ける場合〈研究助手型〉

③特定の計画に基づき期間を定めて研究を行う職に付ける場合〈プロジェクト対応型〉

また、今後の予定として、本法律の施行日は、公布日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日とされているので、関係政省令等の準備が整い次第、施行する予定である。当初は8月の初旬頃を予定していたが、現在作業が若干遅れ、8月末を目途に進めている。

(2) 任期制に関する法律の解釈

次の項目について詳細な説明が行われた。

1) 法律の目的について(第1条関係)

2) 法律で用いる用語の定義について(第2条関係)

3) 国立又は公立の大学の教員の任期について(第3条及び4条関係)

①趣旨、②教員の任期に関する規則、③任期を定めて任用することができる場合、④任用される者の同意、⑤他の法律との関係。

4) 私立の大学の教員の任期について(第5条関係)

5) 大学共同利用機関等の職員への準用について(第6条関係)

6) 施行日について(付則関係)

(3) 国会審議における質問事項

この法律に反対の立場、或いはこの任期制が教育研究に悪い影響を与えるのではないかという観点からと、政策的な面について幾つかの質問があった。本日は主要な質問部分の説明にとどめるが、配付資料にその詳細が書かれているので後ほどご覧いただきたい。

○ 任期制の導入は学問の自由を脅かすことになるのではないかと、また教員の身分保障を危うくするのではないかと等の批判をかなりの議員が抱かっていたようである。これに対する政府の答弁は、この任期制の法律は大学の教員人事の自主性と関連するので、導入するかどうかは大学の判断に委ねるという選択制の考え方をとっている。具体的には法文では、①導入の判断は大学管理機関が行う、②大学は任期に関する規則を予め定めて公表する必要がある、③任期付任用は本人の同意を必要とする、④導入できる場合は三つ(流動型、研究助手型、プロジェクト対応型)に限定している等、多くの条件を課している。従って、学問の自由、大学の自治を侵すことはない。

○ 任期制が導入されると、目先の教育研究業績を上げることに追われ、中・長期的な教育研究活動が損なわれるのではないかと、また、導入に伴って教員の業績を適切に評価するシステムが必要となるのではないかと等の点について多くの議員から質問が出された。これに対して、目先の業績を上げるという形で悪い影響が起こるといことは本意でない、中・長期的教育研究活動の中でも途中経過での業績評価は十分になし得るのではないかと、任期制の導入が有る無しに拘わらず適正な評価は行うべきであると、答弁している。

- 文部省は財政誘導によって任期制の導入を強制するということがあるのではないかと、これが懸念として出された。これに対し、そのような形で財政誘導をしたり導入を強制する考えは全くない旨明確に答弁している。
- 法律の具体的な運用について、第4条各号に定める三つのケースに該当するかどうかの判断を誰が行うかについては、それぞれの大学において大学管理機関が任期に関する規則を定める際に判断することとなると、答弁している。
- 文部省が任期の上限を決めたり、再任の回数を制限したりすることはあるかとの質問に対しては、各大学が導入の意義を十分踏まえて決定することであって、文部省として通知等で示すことは考えていない、しかし任期制の趣旨から無限定に再任を認めることについては自ずから限度があるのではないかと答弁している。
- 国立研究所で任期制の研究職について給与等で優遇する新しい型の法案が、今国会に提出されているが、これは相当に高い給与が設計されている。それとの関連で大学の任期付き教員についても給与面で改善が図れないか等の意見が、かなりの議員から出されていた。この意見に対しては、大学教員の場合、任期付の教員と任期の付かない所謂従来の教員との職務内容に基本的には差はないと考えるので、同じ職務に同じ給与を支給するという公務員の職務給の考え方から、特別の措置を講ずることは困難である、しかし具体的に運用の実態を重ねた結果、ある種の給与上の特別措置を必要とするような可能性もあるわけで、このような場合は任期制を側面から促進するという意味合いから、給与上の措置も検

討していきたいと人事院が答えている。

- 任期制を導入すると、地方大学は引き抜き等で弱体化するのではないかと、異動は教育研究条件が異なる所に行くので行きにくいのではないかと、まず大学間の教育研究環境の格差を改善すべきではないかと、等の質問が出された。これに対しては、各大学にそれぞれの歴史があり、内容規模も大きく異なることから、これを一律に同じ条件にすることは事実上困難であると答えている。

以上の説明について、質疑・意見交換が行われたのち文部省担当官が退席された。

ついで委員長より、文部省から「大学の教員等の任期に関する法律」について、法律の概要、法文の解釈、国会の審議における質疑の模様等について説明をいただいたが、先の総会において会長から本委員会に付託された、省令が出される前の段階で国大協として文部省へ要望する事項について議論願いたい旨述べられ、次のような事項について意見交換が行われた。

- 現在、大学において既に実施している任期制への配慮
- 若い教員にとって魅力のあるポストと研究意欲の増進につながるような配慮
- 任期付き教員の給与等の待遇改善
- 教育研究条件の整備充実
- 大学の実情に応じた流動化推進への配慮
- 助手の名称の変更等
- 衆・参両院文教委員会の附帯決議の完全実施

最後に、委員長から次のように諮られ、了承された。

種々議論いただいたが、本日のご意見を踏まえ、任期付き教員の待遇改善、衆・参両院文教委員会の附帯決議の順守、助手の名称の変更、大

学の実情に応じた流動化推進への配慮を要望事項とすることとし、要望書の取り纏めは、文部省への提出の期日も切迫していることから、会長と第1常置委員会委員長にご一任願いたい。

### 3. 第1常置委員会と国立大学の在り方と使命に関する特別委員会の問題について

委員長から、次のような説明があった。

前回6月18日開催の本委員会で話題となった、第1常置委員会と国立大学の在り方と使命に関する特別委員会との関係について宿題をいただいていた。その後会長にもお伺いし、また7月10日開催の常務理事会においても、この問題について会長から種々説明が行われている。結論としては独立行政法人化の動きに対して、特別委員会の中に小委員会を発足させるということになった。独立行政法人化については文部省は反対の立場であるが（一部には止むなしという考えもある）、国立大学が現状の設置形態を死守しても予算等の大幅な締めつけは必至と考えられる。仮に国立大学の独立行政法人化も止むなしとなればどのようなものが考えられるのか、そのために特別委員会の中に行政法の専

門家等を含めた小委員会を設置し、内々に検討を進めておく必要があるということになった。

8月中には行革会議から独立行政法人の骨格が出ると予測されるので、それに間に合わせるべく夏休み中に数回の小委員会の開催が予定されている。なお、常務理事会において、この問題は本来、第1常置委員会の所掌事項でもあるので、本委員会からも1～2名について参加させていただきようをお願いした。小委員会の委員に指名された慶伊委員には、第1常置委員会の委員の立場を兼ねて、ご参加いただくことをお願いする。

### 4. 第1常置委員会の議事経過に関する記録について

委員長から、次のような説明があった。

金森前委員長より、配付資料「過去の第1常置委員会の議事経過に関する記録」を取り纏めいただいた。今後本委員会で審議を進めていく上で参考とさせていただくので、のちほどお目通し願いたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

## 第7 常置委員会

日 時 平成9年7月30日（月） 13：30～16：00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 丸山（工）委員長

久保、有山、鈴木、廣田、時澤、佐藤、丸山（和）、小澤、小坂、野地、江口  
各委員

小山、藤野、六本各専門委員

丸山（工）委員長主宰のもとに開会。

〔議 事〕

### 1. 著作権問題について

委員長から、次のような説明があった。

日本複写権センターより、一部の国立大学に

対して申し入れのあった大学事務局庁舎内における「複写利用許諾契約締結」に関する問題については、著作権法との基本的な問題があるため専門家のご意見をうかがう必要があるとされておりましたので、本日、筑波大学の斎藤教授にご出席願ひ「著作権法」特に複写権問題について、種々説明をいただくこととした。

ついで、斎藤教授から次のような説明があった。

著作物を利用する新しいテクノロジーの開発がさまざまな形で進んでいる。一方、法制度がこれにどのように対応するのか未解決の部分が多くあり、大きな課題となっている。現段階においては、まだ課題の解決が中途半端なものとなっており、テクノロジーの開発と法制度のよりよいコンビネーションが注目されている。コンビネーションといっても、法の側でテクノロジーを抑える、或いはテクノロジーが法に妥協を迫るという種類のものではなく、双方がより良い連携を保つことが求められており、欧米諸国においても、現在その解決策が模索されているところである。

以上のように述べられた後、配付資料「著作権と図書館」に基づき、次の項目について詳細な説明が行われた。

## 1. 著作権法の仕組み

### (1)著作権の内容(21条以下)

著作権の「利用」形態に応じた権利(複製・上演・演奏・放送・有線送信・伝達等)

### (2)著作権のない情報

著作物——①権利の目的とならない著作物  
②条約上保護の義務を負わない著作物  
③保護期間の経過した著作物  
④相続人不存在、法人解散の場合の著作物

## (3)保護著作物の利用

### 1)「利用」と「使用」の定義

### 2)著作権の制限(30条以下)

①図書館等における複製(31条)

②複製物の目的外使用等(49条)

### 3)著作権の譲渡

①全部譲渡 ②一部譲渡

### 4)利用許諾

著作権者——許諾——利用者

## (4)著作権の帰属

## (5)出版社の位置付け

1)編集著作権 2)共同著作権 3)設定出版権 4)出版の許諾

## (6)外国人の扱い

1)条約加入国の国民 2)条約加入国において最初に発行した非加入国国民 3)内国民待遇

## 2. 外国の法制

### (1)米 国

1)Fair use という概念(107条)

2)図書館等における複製(108条)

3)Copyright Clearance Center (C. C. C)

### (2)ドイツ

1)著作権の制限(45条以下)

2)「私的その他自己使用のための」複製(53条)

3)報酬支払い義務(54条2項)

4)VG Wort(管理団体)

### (3)歯止めの確保

## 3. 国際的な動き

(1)WIPO(世界知的所有権機関)における検討

(2)1989年モデル規定に関する専門家委員会

(3)1991~96年5月ベルヌ条約議定書案に関する専門家委員会

- (4)1996年12月 W I P O 著作権条約（ベルヌ条約とは別個の新しい条約）
4. 複製物（有体物）の頒布と著作物（無体物）の送信
5. 一括契約，集中処理（権利処理）
- (1)著作物の経済的価値の差
- (2)著作権のない資料の混在
- (3)外国人の著作物
- (4)サンプリングによる分配
6. デジタル化，ネットワーク化と著作権法制の在り方
7. 情報の流通と図書館の位置等
- (1)著作物→書籍（複製物）→書店→ユーザー
- (2)ベルヌ条約9条2項「複製権の制限」
- (3)米国著作権法107条「著作物の潜在的市場又は価格に対する影響」
- (4)ドイツ著作権法54条2項報酬請求権の対象
- (5)わが国の著作権法35条（教育機関における複製），42条（裁判手続き，立法又は行政目的のための複製）制限規定。但し書「当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合はこの限りでない」
- (6)学術研究
- (7)以上のような状況の中で，わが国の図書館というものが，どのように対応していくかが大きな課題かと思う。

以上の説明について質疑が行われた後，斎藤教授が退席された。

ついで，委員長から次のように述べられ，了承された。

本日は，斎藤教授から著作権法の全般について種々説明をいただいたが，次の機会は，日本複写権センターからの，契約申し入れに対する具体的な問題について，専門家のお話を伺うこ

としたい。

## 2. 事務職員の資質向上及び勤務形態について

委員長から，このことについて丸山（和）委員より問題提起があり，検討のための資料を纏めていただいたので，ご説明願いたい旨述べられた。

ついで同委員から，配付資料「国立大学の事務職員の資質向上および勤務形態に関する希望（案）」に基づき，概ね次のような説明があった。

情報会社の急速な拡がり，産業社会構造の急激なグローバル化などの変化により，あらゆる機関がこの変化に対応するため適切な組織，体制の改編に迫られている。教育・研究機関である国立大学も，このような外的状況の変化に対してもっと機敏に対応すべきである。

現在わが国においては留学生10万人の受入れ計画が進行しており，国際的教育面からの貢献について，重要な役割が期待されているところである。しかし留学生教育のための教官定員は若干の増員はあるにしても十分とはいえない，また事務職員の支援体制も暫時強化されつつあるが満足いくものではない。

このような状況の中で，事務職員の支援体制，資質向上及び勤務形態など，緊急に対応すべき課題について，次のような問題点を提起するものである。

- (1)国際交流課，留学生担当課等の事務職員の資質（英語能力等）強化について
- (2)公務員試験合格者による事務職員（特殊な職種）の採用について
- (3)採用後の研修（海外研修等含む）について
- (4)事務職員の人事異動について
- (5)特殊部署の職員（大型機器入札担当官，図書館司書等）の意識改革について

#### (6)その他

以上の説明について意見交換が行われた後、委員長から次のように述べられ、了承された。

本日、急遽問題提起が行われたので、配付資料を再度お目通しいただき、次回、具体的な内容について審議願うこととしたい。

#### 3. 保健体育審議会「中間まとめ」に関する意見について

委員長から、次のように諮られ、了承された。

保健体育審議会会長から「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について」の中間まとめについて国大協に意見が求められ

た。この問題を本委員会に付託されたので審議いただきたいが、提出期日も迫っているので意見の纏め等については委員長、有山委員に一任願いたい。なお、本日「中間まとめ」を配付したのでのちほどご覧のうえ、意見等がありましたら8月15日（金）までに事務局宛お寄せいただきたい。

#### 4. 情報公開法について

委員長から、佐藤委員に問題点の整理をしていただいたが、時間の都合で次回に審議いただきたい旨述べられ、了承された。

以上をもって本日の議事を終了した。

## 第7 常置委員会

日時 平成9年9月29日（月） 13：30～16：00

場所 国立大学協会会議室

出席者 丸山（工）委員長

丹保、有山、鈴木、廣田、時澤、佐藤、松尾、丸山（和）、小坂、野地、中野各委員

小山、藤野、六本各専門委員

丸山（工）委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

#### 1. 情報公開法について

委員長から次のように述べられた。

情報公開法については暫く審議を中断していたが、本日、佐藤委員に問題点を整理していただいたのでご説明願ひ審議を再開したい。

ついで、同委員から配付資料「情報公開法について」に基づき次のような項目について詳細な説明が行われた。

#### 1. 情報公開法（案）のポイント

(1)立法の趣旨（法の理念・目的）

1)憲法原理（21条等）：国民主権→「知る権利」→「情報開示請求権」

2)要綱案の基本的理念：Openness と Accountability

#### (2)対象文書の範囲

1)職務上作成、取得し、組織的に用いるものとして行政機関が保有しているもの。但し、次のものは対象文書から除外される

①一般に入手可能なもので、その内容を容易に知り得るもの

（官報、白書、新聞、書籍やその他広報用資料等）

②公文書館、博物館、国立大学等において歴史的、文化的または学術研究用の資料として特別に保有しているもの

### (3)開示・不開示の枠組み

- 1) 一般的開示義務：行政機関の長は、行政文書に不開示情報が記録されている場合を除き、基本的には開示しなければならない
- 2) 情報公開の公益性：開示することの利益と開示されないことの利益（共に国民の利益）
- 3) 不開示情報：開示されないことの利益＝私的な権利・利益、公共の利益の保護
- 4) 部分公開：不開示情報が記録されている部分を除いた〈部分〉の開示義務
- 5) 裁量開示：高度の行政的判断から開示することに「優越的な公益性」が認められる場合

### (4)不開示情報

- 1) 個人情報（個人識別型＝プライバシーの保護）
  - ①個人の人格、私生活、知的創造物、組織体の構成員として活動、営む事業等
  - ②例外的開示情報・受忍範囲内のもの、個人識別性の部分を除いたもの、公益上の理由等
- 2) 法人情報
  - ①競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれのあるもの
  - ②非公開特約の任意提供情報  
（ただし、開示することに優越的な公益が認められる場合は開示義務）
- 3) 防衛・外交・捜査情報
  - ①国土、国民および統治体制の安全・維持

②他国との信頼関係を損なう、他国との交渉上不利益を被るおそれのある情報

③犯罪の予防・捜査など刑事法の執行に関わる情報

### 4) 意志形成過程情報

率直な意見の交換、意思決定の中立性が「不当」に損なわれるおそれのある情報

### 5) 行政執行情報

事務・事業（監査、取締り、試験、調査、研究、現業の事業経営等）の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報

### 6) 行政文書の存否に関する情報

- ①個人の病歴、犯罪の内偵捜査等
- ②先端技術に関する特定企業の設備投資計画
- ③買い占めなど国民生活に重大な影響を及ぼす特定物資の政策決定の検討状況
- ④特定分野に限定しての試験問題の出題予定

## 2. 大学情報の開示（試案）

### (1)不開示・開示困難な情報

#### 1) 個人情報

- ①設備申請に係る個人調査
- ②学位論文審査資料
- ③共同研究、受託研究の研究内容・報告（企業等外部機関との関係）
- ④発明、特許に関わる研究内容・報告（知的所有権との関係）
- ⑤人事記録、給与に関する情報、共済組合員の個人情報
- ⑥学生、教職員の健康診断情報
- ⑦学生の入試成績、学業成績、学籍簿等
- ⑧奨学金、授業料免除申請関係の資料

#### 2) 意志形成過程情報

評議会、教授会、各種委員会議事録、行

## 政処分関係の審議記録

### 3)行政執行情報

契約、工事執行に関わる予算、積算関係の指針・資料、予定価格

#### (2)開示可能な情報

例えば、「〇〇大学刊行物一覧（平成8年度）」等

### 3. 情報公開法をめぐる主な論点（資料一新聞記事の抜粋）：各政党間の考え方の相違点等

以上の説明について若干の意見交換が行われたのち、委員長から次のように述べられ、了承された。

この問題の今後の進め方については、法律の制定の時期までに、本委員会として、大学の開示・不開示情報（特に不開示）にはどのようなものがあるかを取りまとめ、総会に報告することとしたい。

なお、法律制定までにはかなりの時間がかかると思われるので、本日の審議で問題となった入試・医療関係の事柄については関連する委員会に依頼するとともに、各委員の大学においても検討の機会を設けていただき、それぞれの意見がまとまった段階で改めて本委員会で議論したい。

### 2. 助手問題について

委員長から次のように述べられた。

助手問題については、数回にわたり議論を行った。論点としては準教授の制度について種々検討したが、その後、理事会等で準教授という概念は一つの考えとしては大変よいと思われるが、法律改正に伴い困難が予想されるので、この問題を進めるためには現行制度の講師・助手の枠内でまとめることが適当ではないか等の意

見がだされている。

本日の配付資料は、準教授の考えを現行の講師の中に組み込んだ形で、丹保委員にまとめていただいたので、ご説明願いたい。

ついで同委員から、配付資料「助手について」の(1)助手の実際の仕事の種類、(2)助手制度の問題点については、前回説明したので省略すると述べられた後、(3)助手問題の一つの考え方について、次のような説明が行われた。

教授、助教授に加えて任期制の講師層を考えたい。講師の総数は現在の助手定員の2分の1程度とし、任期5年のポストとし、DCまたはPDを修了した者から採用する。但し単年度刻みの再任を3年を限度に認める。米国等におけるテニユアーの無い教員と同じように考えて良い。そのかわり、任期のない助教授ポストを現在の助手ポストの4分の1程度増し、任期制の下にある有能な講師の昇格を容易にする。教官を全て教員として教育研究の能力強化を図る。大講座制による共同研究を根付かせるためにも、教授数より助教授・講師数が大きくなる方が自然である。

以上の説明について意見交換が行われた後、委員長から次のように述べられ、了承された。

任期制の講師を制度として考えることについては、大変に大きな問題だと思われる。暫く本委員会で議論を重ね、更にこの問題について第1・4・7常置委員会による合同委員会を開催し検討されるよう理事会に提案したい。

### 3. 国際化時代の国立大学の事務職員のあり方について

委員長から、次のように述べられた。

この問題について、前回に引き続き丸山(和)委員に「要望書(案)」をまとめていただいたの

でご説明願いたい。

なお、前回委員会において、この問題については第4常置委員会とも相談する必要があると指摘されたので梶井委員長に意向を打診したところ、大変重要な事柄ではあるが、要望書とするには次のような問題があるのではないかとの意見を示された。

第一点として、現在の事務官にはさまざまな職種があるが、その中で国際交流等に携わる者を特別能力職扱いとすることに問題はないか。

第二点として、外国語が堪能だとして国際交流等特定の部署に長期間にわたり配置することは、現在行われている事務官の活性化等に逆行するのではないか。

したがって本委員会としては、このような問題点を考慮しながら慎重に審議を行うこととしたい。

ついで丸山（和）委員から、次のような説明があった。

配付資料については、要望書の形に纏めたもので、前回の議論でご意見をいただいたものは取り入れ、概ね次のような問題点について整理を行った。

- (1)国際社会、情報社会の急速な拡がり変化に対応するため、教育・研究機関の適切な組織・体制の改編の必要性について
- (2)留学生10万人受入れ計画に対応した、教官定員の増員、事務職員の支援体制・資質の向上について
- (3)国際交流、留学生担当課等事務職員の資質(英語能力等)強化について
- (4)公務員試験合格者以外に特殊な能力者(英検合格者等)の採用について
- (5)採用後、研修センター等において行う特別研修(海外研修・留学等含む)について

(6)事務職員の計画的な人事異動について

(7)特殊部署の職員(大型機器入札担当官、図書館司書等)の流動的な配置について

(8)その他

以上の説明について、次のような意見交換が行われた。

○ 留学生担当事務官の問題は、教務事務についても同じことがいえるのではないか。教務事務に携わったことのない者が、教務担当として人事異動が行われている。

○ 善し悪しは別として、韓国では学生部長・学生課長等のポストは全部教官の異動で行われている。米国等もこのケースが多い。

○ 大学がより良く機能するための事務官の役割について、真剣に考え直す必要がある。

○ 基本的な問題として、人事を預かる部署において、事務官の採用の方法・採用後の教育の仕方等を確立しなければ問題は解決しない。

○ 事務官は、どのような要求が満たされなければ大学はキチット機能しないということを、我々も勉強する必要があるのではないか。

○ 現実的な対処として、文部省が行う異動官職は別として、各大学が持っている定員で職員を採用する場合、英語能力、コンピュータ操作等の能力優秀な者が応募してくると思われるので、その中から大学として長期的な見通しをたて、採用する方策もあるのではないか。

○ 定員削減がここまで進むと、学生に対する教育・研究上の対応を効率的に行い得る事務システムをどのように構築するかが大きな問題である。

以上意見交換が行われた後、委員長から次の

ように述べられ、了承された。

本日の議論に第4常置委員会梶井委員長の意見も加味して、再度丸山(和)委員に取りまとめをお願いし、次回も引き続き審議を行いたい。

#### 4. 学術審議会「学術研究における評価の在り方について」(中間まとめ)に対する意見

委員長から次のように述べられ、了承された。

このことについて、学術審議会から国大協に意見の提出依頼があり、井村会長より第7常置委員会に審議の付託があり、本委員会を開催してご意見を伺うべきではあったが、提出期日が切迫していたので、委員長及び丹保・廣田両委員が意見を取りまとめ、井村会長に相談のうえ、配付資料「学術審議会『学術研究における評価の在り方について』(中間まとめ)に対する意見」の通り、国大協の意見として提出したので、ご追認いただきたい。

#### 5. 科学研究費の審査と評価について

委員長から、次のように述べられた。

前西澤委員長時代に「科学研究費の配分と評価について」の課題について、数回にわたり審議を行い、昨年の秋の総会には「審査」のみに絞り報告された。内容的には、急遽取りまとめのため十分な議論が尽くされていないこと、また、審査問題として提言するにはもっと現実的な内容とすべきではないか等の意見があり、審査・評価の具体的な実施方策等については学術審議会の審議内容との関連もあることから、継続の課題とされていた。

このたび、学術審議会から「学術研究における評価の在り方について(中間まとめ)」が報告されたので、本委員会の継続課題である「科学研究費の審査と評価について」の審議を再開し

たい。なお、廣田委員に問題点の提案をお願いしたのでご説明いただきたい。

ついで、同委員より提案説明があった後、委員長から、本日は時間の都合で審議は次回から行うこととし、配付資料の学術審議会(中間まとめ)については後程お目通しいただきたい旨述べられた。

#### 6. その他

##### (1) 第3常置委員会SCS小委員会の審議状況について

このことについて、本委員会からSCS小委員会の委員として参加している有山委員より次のような報告があった。

SCS小委員会は、メディア教育開発センターより国大協に、衛星通信大学間ネットワーク構築事業(以下「SCS」という。)の国立大学間における有効活用の促進について協力要請があったことに伴い、国大協として検討を行うため第3常置委員会の中に設置された小委員会である。

当委員会においては既に数回の審議が行われ、概ね問題点がまとまったので、秋の総会に報告書を提出する運びとなった。

続いて、同委員より、その内容について簡単な説明があった。

##### (2) 「国立大学附属図書館の整備充実に関する要望書」の提出について

委員長から、次のとおり報告があった。

本委員会で審議し取りまとめた標記の件については、去る8月11日に委員長、有山委員、事務局長が文部省に赴き、学術国際局長に要望書を提出した。

##### (3) 著作権問題について

委員長から、次のような報告があり、了承さ

れた。

この問題については、前回、筑波大学の斎藤教授に「著作権法」特に複写権問題について、詳細な説明を伺ったが、今回は「複写利用許諾契約」の具体的な問題点等について、東京大学

の中山教授にご出席願ひ説明をいただくことにしたい。

以上をもって本日の審議を終了した。

## 教員養成特別委員会

日 時 平成9年7月18日(金) 14:00~16:50

場 所 国立大学協会会議室

出席者 蓮見委員長

吉原、堀川、武村、加茂、木下、野地、野村各委員

横須賀、山田、関口、羽田各専門委員

蓮見委員長主宰のもとに開会。

### ◎ 「国立大学附属学校の在り方・役割」についての座談会

はじめに委員長から、本日は山田専門委員を中心に作業委員会で纏めていただいている附属学校調査報告書に収載する座談会を行いたいと述べられ、次のような説明があった。

これまで国立大学附属学校に対する調査研究を行い、附属学校の校長・副校長・教員の意向をもとに、作業委員会において附属学校の在り方・役割について整理をしていただいた。しかし、附属学校については、従来から機能や役割などの面からみて、必ずしも附属学校としての特色を十分に発揮していないのではないかとといった批判がなされてきたところである。さらに現在の行財政改革の過程でもきびしい状況も予想される。国立大学や附属学校でも、いろいろと改革の努力がなされているが、この機会に附属学校の現状にはどのような問題があるのか、特に附属学校の役割とされる教育実習や大学の行う研究の実験校としての在り方についてどのような状況にあり、今後どのような役割を果し

て行くのか、その場合にどのような条件整備が必要で、今後どのような発展の方向があるのか、等の問題について自由にお話いただきたい。

〈座談会で話題となった主な項目〉

1. 附属学校調査と座談会の趣旨  
調査と座談会の趣旨  
学校教育機関としての特質
2. 附属学校の現状と問題——エリート校化批判と地域との関係を中心に自由な学校としての良さ  
地域の教育力向上への貢献  
エリート校化の地域的要因
3. 附属学校の役割——附属学校における教育実習と教育研究  
教育実習校としての附属学校の意義  
教育実習における大学と附属の連携  
困難な教育課題と附属学校
4. 大学と附属の連携及び共同研究体制  
大学と附属学校の関係  
共同研究の財源措置  
大学教員における教職経験者の状況  
研究開発校の指定とその後の研究体制

5. 大学学部と附属学校の距離  
大学学部と附属学校の地理的距離の問題  
大学移転と附属学校の在り方
6. 附属学校をとりまく情勢と今後の附属学校  
附属学校と公立学校の関係  
父兄の意向と附属学校の入試  
進学校や中高一貫校との関係  
附属学校の学級規模  
附属学校の新たな在り方と役割

最後に、委員長から次のように述べられた。

附属学校の在り方・役割について長時間にわたり忌憚のない話をいただいて感謝したい。すぐに結論の出る問題ではないので、予定の時間が来たため、これで座談会は終わりにしたい。座談会の内容をとりまとめ、秋の総会までに刊行する予定の委員会の報告書に収載することとしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

## 教員養成特別委員会

日 時 平成9年9月26日(金) 13:30~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 蓮見委員長

吉原、堀川、武村(代理:木下三重大学教育学部長)、慶伊、加茂、木下、野地、野村各委員

横須賀、篠田、山田、関口、羽田各専門委員

(文部省)松元教育助成局教職員課長、高橋高等教育局教育大学室長

蓮見委員長主宰のもとに開会。

〔議 事〕

1. 「教育職員養成審議会の答申」・「教員養成課程の入学定員の削減に関する今後の教育学部の在り方」等について

委員長から、次のように述べられた。

このところ、教員養成にかかわる、大きな問題が幾つか生じている。本日はこの問題について文部省から説明をいただき議論を行いたい。

一つは、本年7月に教育職員養成審議会「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について」第1次答申がだされ、国立を含め各大学での教員養成の在り方にかなり改革を求められることになると思われる。この問題については、「カリキュラム等特別委員会審議経過報告」がで

た段階で、本特別委員会で議論いただき国大協としての意見を提出したが、その後、更に審議が進められているので、そのポイントをお話いただくとともに、前回若干の議論を行った「介護等体験特例法」が平成10年度大学入学者から適用されることとなり、この問題も教養審に関連する事柄でもあるので、教養審に絡む幾つかの問題について、松元教職員課長よりお話をお願いしたい。

二つめは、国立大学教育学部教員養成課程入学定員の削減という、財政構造改革に関連する問題が起こり、これが計画通り平成12年までに達成されると教員養成課程は1万人体制となり、その中でどのような役割を果たしていくかが大きな課題となってくると思われる。これらに対してどのような対応が考えられるのか等に

ついて、高橋教育大学室長にお話を伺いたい。

以上二つの事柄は、別々の問題ではあるが、内容的にはかなりかかわりの深い部分があり、また関連する諸問題もあるので、それぞれのお話を伺ったうえで、議論・質疑等を行いたい。

初めに、松元教職員課長から配付資料「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について(第1次答申)」「介護等体験特例法の実施について」「平成10年度概算要求事項について」に基づき、次の項目について詳細な説明があった。

○教育職員養成審議会第1次答申の概要について  
《答申の特色》

1. 使命感、得意分野、個性を持ち、現場の課題に適切に対応できる、力量ある教員の養成を図る。
2. このため、第一に、大学が教員養成に対する社会的要請を踏まえ、主体的にカリキュラム編成を工夫出来るよう、教員養成カリキュラムに選択履修方式を導入するなど、大幅に弾力化する。
3. 第二に、専門分野の学問的知識よりも、教え方や子どもとのふれあいを重視し、教員としての学校教育活動の遂行に直接資する「教職に関する科目」を格段に充実する。教授方法としては体験や演習を重視する。
4. カリキュラム以外についても、免許制度を弾力化(盲・聾・養護学校免許状、学位授与機構認定の短大専攻科での一種免許状の取得等)する。
5. 社会人が教壇に立てる制度(特別非常勤講師制度)や、意欲・能力ある社会人を教員に採用する制度(特別免許状)を改善(対象教科拡大、手続き簡素化等)する。

《答申の内容》

## 1. 教員に求められる資質能力と教職課程の役割

### (1)教員に求められる資質能力

- 1)いつの時代も教員に求められる資質能力
- 2)今後特に教員に求められる具体的資質能力
- 3)得意分野を持つ個性豊かな教員の必要性

### (2)大学の教職課程の役割

## 2. 教員養成カリキュラムの改善

### (1)教員養成カリキュラムの基本構造の転換

- 1)構造転換の必要性
- 2)構造転換の基本的方向：選択履修方式の導入
- 3)構造転換により期待される効果

### (2)教職課程の教育内容の改善

- 1)教育内容に係る問題点
- 2)教育内容を改善するための基本的視点
  - ①今日求められる資質能力の形成
  - ②現行制度等をより柔軟で効果的なものにする視点
- 3)具体的改善方策
  - ①時代の要請を踏まえた改善
  - ②現行制度の改善

### 3. カリキュラム以外の免許制度の弾力化

#### (1)社会人の活用促進

- 1)特別非常勤講師制度の改善
- 2)特別免許状制度の改善

#### (2)盲・聾・養護学校に係る免許制度の弾力化

#### (3)その他の弾力的措置

○介護等体験特例法の実施について

## 1. 新制度の概要

### (1)法律の名称

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」

## (2)趣 旨

教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性に鑑み教員の資質向上及び学校教育の一層の充実を図る観点から、当面、小学校及び中学校の教諭の普通免許状取得希望者に、介護等体験させること。

## (3)制度の対象者

小学校及び中学校の教諭の普通免許状を取得しようとする者約8万人（義務付けを免除する者：①教育職員検定に係る者、②介護等に関する専門知識及び技術を有する者、③身体上の障害により介護等体験が困難な者）。

## (4)介護体験の内容等

### 1)介護等体験の内容

障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験

### 2)介護等体験の実施設

盲・聾・養護学校又は社会福祉施設その他の施設

(a)「社会福祉施設その他施設」は、省令で規定するが、保育所を除き法令に根拠を有するほとんどすべての福祉施設（約15,000施設）や、老人保健施設（1,500施設）など

(b)盲・聾・養護学校は、全国で約1,000校

### 3)介護等体験の時期及び期間

18歳に達した後の相当期間→7日以上：省令で規定

（目途：少なくとも盲・聾・養護学校2日＋社会福祉施設5日＝7日）

### 4)免許状申請に係る手続き（省令で規定）

(a)施設は、教員になろうとする者が介護

等体験をしたことを証明する書類を発行

(b)都道府県教育委員会への免許状の申請に当たっては、上記の証明書を提出

### (5)採用者の責務

採用に当たり、教員になろうとする者の介護等体験を勘案するよう努めるものとする

### (6)関係者の責務

- 1)国、地方公共団体及びその他の関係機関等：介護等体験が適切に行われるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする
- 2)介護等体験が行われる施設の設置者：介護等体験希望者に必要な協力を行うよう努めるものとする
- 3)大学等：学生の介護等体験が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする

### (7)施行及び適用

平成10年4月1日から施行、平成10年度の大学等入学者から適用

## 2. 本法施行に当たっての要検討事項

- (1)大学に対する周知徹底：法律施行に当たって文部省より趣旨等必要な指導
- (2)受入れ施設に対する周知徹底：厚生省を通じ、法律施行に当たって、趣旨、学生の体験内容、証明書の発行手続き等の周知
- (3)事前指導：可能な限りオリエンテーション等の指導が行われるよう大学等を指導。パンフレットの作成への協力を社会福祉協議会等に依頼、大学等を通じ学生に配付
- (4)学生の実習先決定の調整：学生からの申込みの受付、施設への依頼及び各種の調整を行うシステムの整備（経費：学生から徴収）
- (5)体験に係る経費：原則学生が負担（金額は施設の種類により異なる）

(6)事故に対する保険：学生が加入できる新しい保険を整備

### 3. 省 令

本年10月中旬に制定の予定

#### ○平成10年度概算要求事項について

#### 1. 教職課程における教育内容・方法の開発研究（拡充）

##### (1)要求要旨

- 1)社会や学校の要請に応え、実践的指導力を持った教員を養成するためには、大学における教員養成カリキュラムは、実践的・効果的なものであることが必要。
- 2)しかし、大学の教員養成カリキュラムの現状には、以下の問題点がある。
  - (a)いじめや不登校など様々な課題を抱える学校教育の実態を踏まえた内容となっていない。
  - (b)教員養成の目的に即した体系的なカリキュラムが構築されていない。
  - (c)各科目の名称に相応しい包括的・体系的な教育内容になっていない。
  - (d)各科目の内容が各大学や各教員間で区々である。
  - (e)講義中心であり、演習や体験活動等効果的な教育方法が工夫されていない。
- 3)このため、教育職員養成審議会第1次答申を踏まえ、今後新たに開設される科目も含め、教職課程における効果的な教育内容・方法の在り方について、授業内容・方法のモデル作成のための研究開発を実施する必要がある。
- 4)本開発研究では、教育職員養成審議会において委嘱先を決定し、研究終了後はその結果を同審議会に対して報告し、審議会名で各大学に対し周知するとともに、

その後課程認定審査における参考資料とするなどの活用を図る。

##### (2)要求内容

- 1)教職課程教育内容・方法開発研究（1件2年間）
- 2)実施期間：4年間（1・2年次45件，3・4年次45件）

##### (3)開発研究の内容

- 1)体系的な教員養成カリキュラムの在り方
  - 2)効果的な教職科目の教育内容・方法の在り方
  - (4)委嘱先：教員養成に係わる国立大学又は私立大学等により構成される団体
- #### 2. 介護等体験実施連絡協議会（新規）

##### (1)要求要旨

- 1)第140通常国会において成立した「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（介護等体験特例法）」により平成10年度以降の大学入学生に対して、当該普通免許状の授与を受けるにあたっては、社会福祉施設等において7日間の介護等の体験を行うことが義務づけられた。
- 2)年間約8万人にのぼる免許状取得者の施設での介護等の体験を円滑に実施するためには、その受入れ調整や体験の実施の在り方等について、学生を送り出す大学等と受入れ施設その他関係機関の密接な連携が図られる必要がある。
- 3)また、学生や施設において適切な介護等の体験を行うためには、本法の趣旨及び介護等の体験の仕方等について事前の指導が適切に行われる必要がある。
- 4)このため、中央及び都道府県において大学・施設関係者等による連絡協議会を開

催するとともに、事前学習に係る資料を作成・配付する必要がある。

## (2)要求内容

### 1)中央連絡協議会の開催等

(a)全国的な視点から、介護等体験特例法の円滑な実施の在り方について、関係団体間で連絡調整を行う。

(b)事前学習資料：8万部作成・配付（学生に対する事前指導のための資料）

### 2)都道府県連絡協議会の開催

都道府県レベルにおいて、受入れ調整の在り方、介護等体験の実施の在り方に関する連絡調整を行う。

## (3)実施期間：5年間

次いで、高橋教育大学室長から配付資料「教員養成課程の入学定員の削減について」「教員養成大学・学部の在り方に関する調査研究の実施について」に基づき、次のような項目について詳細な説明が行われた。

### ○教員養成課程の入学定員の削減について

近年、児童生徒数の減少等に伴い、教員採用者数が減少し、教員養成課程の新規卒業者の教員就職率は5割を下回っている状況である。

教員養成課程の入学定員については、昭和62年以降、教員の需要状況を勘案してその規模の適正化を図ってきたが、今後も当分の間は教員採用者数の低迷が見込まれることから、財政構造の集中改革期間である平成10年から12年までの間にさらに5,000人程度削減し、ピーク時の半分の規模に縮減となる。(教員養成課程卒業者の就職率と教員採用者数の状況・教員養成課程の入学定員の推移と今後の計画)

### ○教員養成大学・学部の在り方に関する調査研究の実施について

## 1. 調査研究の趣旨

現在、国立の教員養成大学・学部においては、教員採用者数の低下に伴う教員養成課程卒業者の就職率の低迷や、教員の資質能力の向上に対する国民の期待の高まりなど、教員養成上の様々な課題を抱えている。

また、財政構造改革集中期間中における教員養成課程の学生定員の大幅削減や、先般の教育職員養成審議会の答申に基づく教員養成カリキュラムの改善に適切に対応するためには、従来の教員養成大学・学部の役割や教育研究体制について見直しが必要となっている。

こうした機会に、開放制の教員養成制度における教員養成大学・学部の果たすべき役割、養成組織やカリキュラムの在り方、国立大学・学部として教員以外の人材養成に果たす役割と組織の在り方等について、教員養成・採用の関係者、その他有識者の協力を得て総合的に調査研究を行い、必要に応じ提言を取りまとめることとする。

## 2. 調査研究事項

- (1)開放制の教員養成制度において、今後、教員養成大学・学部が果たすべき役割
- (2)教員養成の質的向上に向けたカリキュラムと教員養成組織の在り方について
- (3)教員以外の人材養成に果たす教員養成大学・学部の役割と組織の在り方について
- (4)その他必要事項

## 3. 実施期間：平成9年8月21日から、平成10年6月30日までとする。

以上のような文部省からの説明について意見交換が行われた。

## 2. 附属学校調査書のまとめについて

委員長から、次のように述べられた。

前回委員会（7月18日）の座談会の際には、忌憚のないご発言をいただき感謝申し上げます。

本日は、本特別委員会として刊行する報告書に収録の座談会の原稿を作業委員会でもとめていただいたので、その内容について、また、報告書全体の構成・体裁等についてご検討願いたい。

ついで、山田専門委員から配付資料「大学における教員養成『国立大学附属学校の在り方・役割』（案）」に基づき、報告書の体裁・全体構成等について、説明が行われた。

続いて、座談会の原稿について、意見交換が行われたのち、委員長から附属学校調査研究の報告書がまとまったので秋の総会に提出したい旨述べられ、了承された。

## 3. 委員長の交代について

委員長から、来る11月9日で学長任期が終了し退職するので、次期委員長の選出を願いたい旨述べられ、協議の結果、木下委員（大阪教育大学長）に決定した。

なお、交代の日は、慣例により現委員長が退官される11月9日とされた。

以上をもって本日の議事を終了した。

## ／ 諸 会 合 ／

平成9年7月～9月

- |          |       |                          |
|----------|-------|--------------------------|
| 7月10日（木） | 10：30 | 常務理事会                    |
| 17日（木）   | 13：00 | 第1常置委員会                  |
| 18日（金）   | 14：00 | 教員養成特別委員会                |
| 22日（火）   | 10：00 | 国立大学の在り方と使命に関する特別委員会小委員会 |
|          | 10：00 | 第5常置委員会 JUSSEP 小委員会      |
| 30日（水）   | 10：00 | 国立大学の在り方と使命に関する特別委員会小委員会 |
|          | 13：30 | 第7常置委員会                  |
| 8月7日（木）  | 12：00 | 国立大学の在り方と使命に関する特別委員会小委員会 |
| 22日（金）   | 17：00 | 第4常置委員会作業委員会             |
| 27日（水）   | 10：30 | 教員養成特別委員会作業委員会           |
| 9月9日（火）  | 13：30 | 第3常置委員会SCS小委員会           |
| 22日（月）   | 13：30 | 医学教育特別委員会専門委員会           |
| 26日（金）   | 13：30 | 教員養成特別委員会                |
| 29日（月）   | 13：30 | 第7常置委員会                  |

# 要 望 書

## 人事院勧告の取り扱いに関する要望書

平成9年9月16日  
国立大学協会会長  
井村裕夫

人事院による国家公務員の給与勧告が、労働基本権制約の代償措置として、また国家公務員の給与水準を適正に維持する制度として定着し、公務の能率的運営と公務員労使関係の健全性の実現に大きく寄与していることは周知の事実であります。

人事院勧告は、近年、関係者の努力により完全実施されており、これにより各大学においても職員の勤務意欲の向上や、労使の信頼関係の保持等の点で好ましい影響もたらされております。

もとより、当国立大学協会は、我が国の財政が極めて厳しい状況にあることから、平成9年6月3日に「財政構造改革の推進について」が閣議決定され、公務員の人件費を極力抑制する方針であることも十分に承知しているところであり、各大学においては、過去数次にわたる厳しい定員削減の中で行政経費の節減・抑制について不断の努力を重ねており、加えて今年度から第9次定員削減が実施され、さらに来年度からは事務組織の見直しによる事務職員定員の合理化減が求められていることから、なお一層の厳しい自助努力を重ねているところであります。

現在、国立大学においては、高等教育及び学術研究の高度化の積極的推進が最重要課題とされており、これが国民的期待でもあると考えます。また、平成7年11月15日公布・施行された「科学技術基本法」では、国は、研究者等の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、研究者等の適切な処遇の確保に必要な施策を講ずるものとしているところであります。しかしながら、国立大学における教育研究環境としての研究費、施設設備、教職員の給与についてはなお改善が必要な状況にあり、上記の課題に積極的に取り組むためには、大学教職員の適切な処遇を確保することが必要不可欠であります。このことがひいては優秀な人材を確保し、将来にわたる我が国の高等教育及び学術研究の進展に寄与するものと確信いたします。

上記の理由により、国立大学協会は、人事院勧告が、早期完全実施されることを強く要

望する次第であります。

〔要望先；大蔵大臣，総務庁長官，文部大臣，  
その他各省庁関係担当官〕

## 国立大学と民間企業との共同試験研究促進税制について 高速ネットワークを活用した情報通信技術等に関する共同研究を優遇措置の対象とすることに関する要望

平成9年9月18日  
国立大学協会会長  
井村裕夫

日頃より、国立大学における教育研究の振興について、ご支援ご指導を頂き深く感謝申し上げます。

平成10年度の税制改正に当たりまして、国立大学と民間企業との共同研究における共同試験研究促進税制について、下記のとおり要望申し上げます。

### 記

国立大学と民間企業の共同研究は、大学の研究者と対等の立場で民間企業の研究者が共同研究に参加することにより、研究者の研究交流が促進され、民間企業から大学に対して研究資金の導入を図ることにより大学の研究活動の活性化の進展が期待できます。

また、国立大学から民間企業へ研究の成果が技術移転されることで、民間企業の研究開発に活用され、大学の社会貢献として経済・社会の発展に資することが期待できます。

以上のことから、国立大学と民間企業との共同研究において、当該民間企業が支出した試験研究費の6%相当額を当期の法人税から控除する共同試験研究促進税制について、企業が大学との間で研究者の派遣又は受入れを行わずに、相互に接続した高速ネットワークを活用して行う情報通信技術等に関する共同研究のために支出した試験研究費を税制控除の算定に加えることを要望します。

〔提出先：自由民主党政務調査会税制調査会〕

## 育英奨学を主たる目的とする民法法人・公益信託に対する寄附金 について住民税の控除制度を創設することに関する要望

平成9年9月18日  
国立大学協会会長  
井村裕夫

日頃より、国立大学における教育研究の振興について、ご支援ご指導を頂き深く感謝申し上げます。

平成10年度の税制改正に当たり、育英奨学を主たる目的とする民法法人・公益信託に対する寄附金に住民税の控除制度創設について、下記のとおり要望申し上げます。

### 記

1. 今般、教育基本法第3条第2項を踏まえ、国及び地方公共団体においては、学業成績優秀でありながら、経済的に修学が困難な者に対して、奨学の措置が講じられております。
2. そして、育英奨学事業には、日本育英会や各地方公共団体による奨学金の貸与事業等がありますが、一方、公益法人等の行う育英奨学事業の役割にも大きいものがあります。  
【平成3年度実態調査：公益法人等の行う育英奨学事業による奨学生数約10万人、支給総額約249億円】
3. その中で、民法第34条の規定により創設された財団法人及び社団法人又は信託法第66条により設定された公益信託による育英奨学事業は、基本的に事業収入があるわけではなく、篤志家等からの寄付に基づく基金の運用収入等によって営まれるものです。このため、趣旨に賛同して行われる個人や法人からの寄付により基金の充実を図り、現下の学生の奨学金需要に的確に対応することができるよう、事業規模・水準の確保・充実に努めていく必要に迫られています。
4. 以上により、平成10年度税制改正に当たっては、育英奨学を主たる目的とする民法法人・公益信託に対する寄附金について住民税の控除制度を創設することを要望いたします。

〔提出先：自由民主党政務調査会税制調査会〕

留学生のホームステイ受入れ家庭の負担を軽減するため、  
これらの家庭の世帯主の所得税を軽減する措置を創設する  
ことに関する要望

平成9年9月18日  
国立大学協会会長  
井村裕夫

日頃より、国立大学における教育研究の振興について、ご支援ご指導を頂き深く感謝申し上げます。

平成10年度の税制改正に当たり、留学生のホームステイ受入れ家庭の負担を軽減する所得税の控除制度創設について、下記のとおり要望申し上げます。

記

1. ホームステイは、留学生が我が国の一般家庭の中に入り、日本人家庭と日常の生活体験を共にする点で、留学生の日本理解を促進させる効果があります。
2. また、留学生にとって厳しい我が国の住宅事情の解消に極めて意義があるものと考えられます。
3. しかし、受入れ家庭にとっては、長期間のホームステイは経済的な負担が大きく、そのことが我が国のホームステイ促進の障害となっております。
4. したがって、留学生のホームステイ受入れ家庭の負担を軽減し、ホームステイを促進するため、平成10年度税制改正に際して、次のことを要望します。
  - ① 留学生を、ホームステイにより受入れる家庭の世帯主の所得控除を行うこと。
  - ② 留学生のホームステイ受入れ家庭が、国立大学等から支給される謝金を非課税とすること。

〔提出先；自由民主党政務調査会税制調査会〕

# 資 料

## 保健体育審議会「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための 今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について (中間まとめ)」に関する意見について

平成9年8月19日  
国立大学協会  
第7常置委員会

「中間まとめ」は国民の健康、体力、運動能力などの向上・改善についてあらゆる角度から詳細な検討がなされ、その上で適切な施策が提案されていて高く評価いたします。

### (全般的意見)

- ① 定量的な観点を要所に示していただきたい。たとえば、P.7, P.24, P.52などに記述されているスクールカウンセラーについて、人員が不足とすれば何人ぐらい増員してどのように配置すればよいのか等。
- ② 諸外国の状況との比較が乏しいようです。手本にしたい例を重要なポイントに限り述べていただきたい。
- ③ 大部なので、全体的には常識的な部分や重複部分は除いて適切に圧縮していただきたい。そうでないと、多くの人が全部読まれないのではないかと危惧されます。  
適切なアブストラクトを作っていただきたい。

### (個別意見)

- ① 5ページ, 20行目  
……も指摘できる。——→……を認めざるをえない。(重複表現をさける)
- ② 6ページ, 18行目  
(つけ加え)  
他方、援助交際などを引き起こす一部社会人をきびしく取り締まる規制強化が必要である。
- ③ 30ページ, III 6  
大学における体育・スポーツ教育の意義と理念を今後の高等教育・大学教育のあり方と関連して、もっと積極的かつ具体的に示していただきたい。
- ④ 47ページ, VII  
国際的競技力のレベルの維持・向上について、すべての人が納得できるような説明をしていただきたい。

# 学術審議会「学術研究における評価の在り方について」 (中間まとめ) に対する意見

平成9年9月14日  
国立大学協会

学術研究に対する評価が重要であることはいうまでもないが、これまで基本的な考え方や具体的な方策は提案されていない。その意味で、今回の学術審議会の「中間まとめ」は、まさに待望久しいものであり、まことに意義深く、その努力を高く評価する。

## (意見)

### 1. 評価者 (I, 3, P 4)

「公平無私にして厳正な判定を下せる、優れた評価者の確保が不可欠」というのは理想論である。したがって、現実には無理であろう。やはり科研費審査のさいのように多数の1段評価者と少数の2段評価者による合議制ぐらいしかないのではなかろうか。

### 2. 評価コスト (I, 4, P 5)

評価のための経費について数値(1%)を明記してあるのはたいへんありがたい。ぜひとも、科学研究費補助金などの若干が審査・評価に充当できるよう要望する。

### 3. 評価対象 (II, 1, P 6)

ここにあげられている研究費以外に民間からの研究費(共同研究、奨学寄附金など委任経理金)が大学で使われている。これらについても言及していただきたい。

### 4. 事後評価 (II, ③, P 8)

各種プロジェクト研究の事後評価については、それからのちの研究の発展につながる面にもふれてほしい。

### 5. 科学研究費の評価 (II, 2, ②, P 9)

P 9の第2, 第3パラグラフを読むと、約2000名の事前審査員が事後評価にもあずかっているようにとれる。

「「基盤研究」の事後評価についても検討されるべきである」をP 9, 第2パラグラフ6行目に加えていただきたい。

### 6. 未来開拓学術研究推進事業 (II, 2, ③, P 10)

研究推進委員会とこれから設けられる評価委員会との関係がわからない。

### 7. 評価機関 (II, 2, P 12)

各研究機関の自己点検・評価は別として、科研費や大型プロジェクト研究等の統一的評価機関をたとえば学術振興会に設立する(具体名はもちろんあげなくて)可能性を今後検討していただきたい。

(マイナー・コメント)

1. 必要である, 必要となる, がしばしばみうけられる。(P 3, 6回; P 4, 4回; P 7, 3回; P 8, 5回; P 9, 3回; P 10, 3回; P 11, 4回; P 12, 4回; P 13, 5回)。言い換えていた  
だきたい。
2. P 6, 4行目  
を獲得する。——→を獲得し,
3. P 6, 6行目  
軸となっているのが——→軸となるべきものは
4. P 6, 13行目  
その限界に——→その意義の限度に

以 上

## 「養護教諭の養成カリキュラムについて」に対する意見

平成9年10月8日  
国立大学協会会長  
井村裕夫

今日の小中高校において、養護教諭の果たす役割が増大し、従来の保健室や養護教諭が学校において果たす役割とされていたものから、その職務の内容が大きく変化している。こうした養護教諭の役割の増大にともなって、養護教諭が一般の教員と協力してその職務を遂行する必要性も増大し、従来の学校保健の範囲にとどまらず健康教育の広い領域において、教員間の一体的な活動が重要視され、さまざまな学校生活の場面における養護教諭の活躍が求められる状況にある。今後の養護教諭の養成においては、このような養護教諭の学校内における位置づけやその職務内容の変化に対応することが、重要な課題とされなければならない。その意味では、養護教諭にも、実践的な指導力を向上させるとともに、一般の教科指導を担当する教諭との共通性を確保することが重要になっているといわなければならない。従って教員免許制度が、去る7月の教育職員養成審議会第一次答申にそって改正されるのであれば、養護教諭の養成においても、同様の趣旨の改正がなされる必要がある。

その意味からすると、今回示されている改正案は、おおむね去る7月の第一次答申における一般の教員の養成のカリキュラムの改革と共通するものであり、社会的要請に応えるものといえることができる。

しかしながら、養護教諭の養成は、教員養成系の学部において行われるだけでなく、むしろ看護系の学部や短期大学、あるいは教員養成機関において行われている。こうした開放制の養成は今後とも重要であるので、その意義を明確にし、それぞれの形での養成が充実して行われるような配慮が必要であろう。先の第一次答申における一般の教員の養成のカリキュラムの改革において、教職科目の比重を高めたことに対応して、養護教諭の場合にも教職科目の比重を高め、養護実習の単位を拡充するなどの提案がなされている。こうした改善が今日の養護教諭に対する社会的な期待を反映したものであることは理解できるものの、こうした措置が看護系等の大学・学部における養護教諭免許の取得を困難にすることがないように必要な措置を講じる必要がある。その意味では、先の第一次答申に含まれていた教職科目と卒業基準単位との関係や、課程認定にかかわる教員配置等における、現行制度の見直しについても十分に配慮される必要がある。

また、第一次答申に関連しても本協会から問題点の一つとして指摘した、新たに設けられる教職科目やカウンセリング等の単位数の拡大される科目については、現在の大学・学部の教官構成において適切な担当教官が得られる見通しがあるのかという問題がある。これらの科目の重要性については、今日の社会的要請に照らして十分に理解できるところであり、実効ある養成が行われるためには、適切な教官配置等についての措置が用意されなければならないであろう。

以上のように、この提案についてはその有効な実施についての必要な配慮が求められるが、それを前提とするならば養護教諭の在り方に対応する改善の方向となるものと思われる。

## 国立大学の独立行政法人（エージェンシー）化について

平成9年10月21日

国立大学協会

国立大学協会は、本日常務理事会を開催し、行革会議などで論議されようとしている、東大、京大を独立行政法人化する案、あるいは全国国立大学を独立行政法人化する案について討議した。その結果、定型化された業務について効率性を短期的に評価する独立行政法人は、現在、多様な教育・研究を行っている大学に全く相応しくないもので、反対することを決議した。

大学及び大学院の教育・研究は21世紀のわが国の命運を決すると言ってもよい重要課題であり、従って、わが国の教育・研究レベルの一層の向上が急がれている。このことは平成8年に策定された科学技術基本計画を実現するためにも不可欠である。高等教育の改革は、単なる財政改革の視点ではなく、今後のわが国の大学及び大学院における教育・研究の将来構想を策定する中で決めるべきものであると考える。

### （備考）

国立大学協会は、10月20日（月）に国立大学の独立行政法人（エージェンシー）化の問題に関し、各大学長に緊急連絡し、意見をいただいた上、10月21日（火）常務理事会を開催して審議した。

その結果同日午後、文部記者会において井村会長、阿部副会長、梶井第4常置委員会委員長が記者会見を行い、上記のとおり決議したことを発表した。

# そ の 他

(平成9年9月1日～平成9年10月31日)

## ■学長等の異動

### ○ 学長の交代

(大 学)	(新 任)	(前 任)
長岡技術科学大学	服 部 賢	内 田 安 三
東京工業大学	内 藤 喜 之	木 村 孟

### ○ 専門委員の交代

(委員会)	(新 任)	(前 任)
第6常置委員会	中西 鈞治 (東京大学事務局長)	長谷川正明 (東京大学事務局長)
特別会計制度 協議会	中西 鈞治 (東京大学事務局長)	長谷川正明 (東京大学事務局長)

会報第157号の委員会「名簿」の個所に誤りがありました。

お詫び申し上げますと共に、ご修正くださるようお願いいたします。

	正	誤
157頁		
第2常置委員会	喜多村 勇 高知医科大学長	嘉多村 勇 高知医科大学長
第3常置委員会	大 内 剛 東京大学学生部長	大 内 剛 東京大学学部長

## 国立大学協会の組織

創 立：昭和25年7月13日  
会員大学：98国立大学  
目 的：国立大学相互の緊密な連絡と協力を図り、  
その振興に寄与することを目的とする。

- 総 会 （春秋2回開催。各国立大学の代表者）
- 理 事 会 （会長・副会長を含む理事21名。各常置委員会委員長）
- 常務理事会 （会長，副会長，各常置委員会委員長）
- 監 事 （2名）
- 常置委員会
  - 第1常置委員会（理念，体制・組織，管理運営）
  - 第2常置委員会（入学者選抜）
  - 第3常置委員会（教養教育，学部専門教育，学生生活）
  - 第4常置委員会（教職員の待遇改善）
  - 第5常置委員会（学術交流）
  - 第6常置委員会（財政）
  - 第7常置委員会（研究，大学院，生涯学習，学術情報）
- 常置委員会小委員会
  - 第2常置委員会入試将来ビジョン検討小委員会  
〔設置期間：平成8年4月1日～平成10年3月31日〕
  - 第3常置委員会SCS小委員会  
〔設置期間：平成9年4月11日～平成11年4月10日〕
  - 第5常置委員会UMAP小委員会  
〔設置期間：平成7年12月15日～平成9年12月14日〕
  - 第5常置委員会JUSSEP小委員会  
〔設置期間：平成7年12月15日～平成9年12月14日〕
  - 第6常置委員会学生納付金等検討小委員会  
〔設置期間：平成8年5月10日～平成10年5月9日〕
- 特別委員会
  - 医学教育特別委員会  
〔設置期間：平成8年4月1日～平成10年3月31日〕
  - 教員養成特別委員会  
〔設置期間：平成8年4月1日～平成10年3月31日〕
  - 国立大学の在り方と使命に関する特別委員会  
〔設置期間：平成9年3月3日～平成11年3月2日〕
- 特別会計制度協議会（国立大学協会と文部省との協議会）

## 編集後記

- \* 秋色日増しに深まり、日本各地で錦繡の便りが聞かれる時節となりましたが、国大協の事務局がある東京大学構内の銀杏の葉も次第に色づきはじめ、近所の人々が“ぎんなん”を拾う姿も散見されるようになりました。国大協も、定例の秋の総会・事務連絡会議開催に向けて事務局職員一同、目下準備に追われております。
  - \* 昨年5月の九州大学に続いて、去る9月25日、AAC&U(全米大学協会)のメンバーを交えて、広島大学主催により「短期交換留学のための日米シンポジウム」(協力:文部省・国大協)が開催され、主として日米間の学部学生の短期交換留学の推進について活発な意見・情報の交換を行いました。ここに、改めてご尽力を賜った原田学長はじめ、大学関係者の方々に感謝申し上げます。
  - \* 本号の「巻頭エッセー」には、井村京都大学長にお願いして「国立大学協会の課題」をご寄稿いただきました。ご多忙のところご執筆の労を煩わし有難うございました。厚く御礼申し上げます。
  - \* 向寒の折柄、皆様方の一層のご自愛をお祈り申し上げます。(伊藤)
- 会報発行=年4回(2月・6月・8月・11月)

平成9年11月4日 印刷 (非売品)  
平成9年11月10日 発行

# 会 報 第158号

(第47巻第4号 通巻第158号)

編集兼  
発行者 伊藤 才一郎

発行所 国立大学協会事務局

郵便番号 113 (東京大学構内)  
東京都文京区本郷7丁目3番1号  
電話 03 (3812) 2111 内線 (7950・7951)  
03 (3813) 0647  
FAX 03 (3818) 8656

印刷・製本 文唱堂印刷株式会社